

## 役に立つ(かも)…ミニ福祉制度講座④

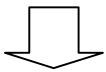
### 介護保険について①

★対象者：第 1 号被保険者（65 歳以上）

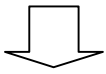
第 2 号被保険者（40 歳～64 歳の医療保険加入者で、老化が原因とされる病気（※1）により介護や支援が必要となった場合）

★サービス利用までの手続き

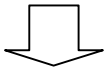
- ・申請をする（お住いの市町村役場へ）←地域包括支援センターや居宅介護支援事業所での代行申請も可能。当院の居宅介護支援事業所でもお手伝いできます！！



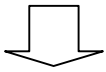
- ・要介護認定【認定調査】：市役所職員や委託された調査員が自宅などを訪問します。本人や家族と面談し、心身の状態などについて聞き取り調査を行います。



- ・主治医の意見書：本人の主治医に心身の状態についての意見書を作成してもらいます。主治医がいない方は市町村が指定した医師の診断をうけます。



- ・審査、判定：コンピューターによる一次判定と特記事項、主治医の意見を元に「介護認定審査会」で「要介護状態区分（どのくらいの介護を要するか）」の審査判定が行われます。



- ・認定：「介護認定審査会」に基づいて、要介護状態区分は、非該当、要支援 1・2、要介護 1～5の区分に分けて認定され、認定結果通知書と認定結果が記載された被保険者証が本人宛に届きます。申請から認定の通知まで原則として 30 日以内に行われることになっています。

（※1）がん（ガン末期）・関節リウマチ・筋萎縮性側索硬化症（ALS）・後縦靭帯骨化症・骨折を伴う骨粗鬆症・初老期における認知症・パーキンソン病関連疾患（進行性核上性まひ、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病）・脊髓小脳変性症・脊柱管狭窄症・早老症・多系統萎縮症・糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症・脳血管疾患・閉塞性動脈硬化症・慢性閉塞性肺疾患・両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

☆次回予定：介護保険について②（サービスの利用についてなど・・・）

詳細やご不明な点は病院へお問い合わせください

